

〈史料紹介〉

長府藩三澤家文書中の仙台藩関係文書について

吉田真夫

一 仙台藩三澤家について

はじめに

当館で行つてゐる諸家文書整理の一環として、今年度は長府藩士であった三澤家の文書の仮整理を行う機会を得た。全文書点数は概算で三百点を越える⁽¹⁾。

このうち、陸奥国仙台藩士から來た書状類が三八点伝存している（一部が欠損しているものも含む）。その中には特に仙台藩の家格一門からの來状が一九通あり、とりわけ家格一門第一一席の三澤家⁽²⁾からのものが多い。本稿では仙台藩家臣三澤家からの書状を中心に、長府藩三澤家伝來文書中の仙台藩関係文書を紹介する。

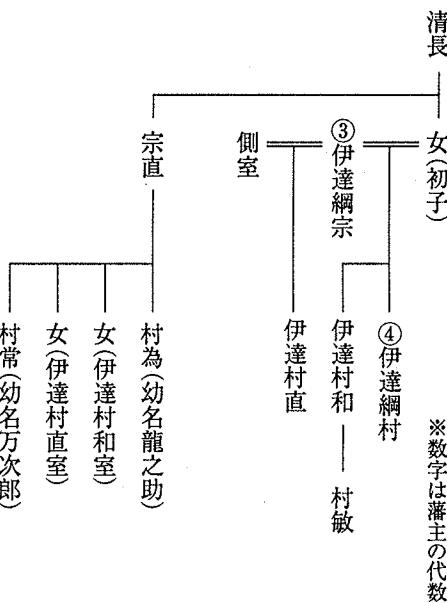
第三位の石高を有する大藩である。

さて仙台藩家臣三澤家であるが、尼子家家臣三澤為虎の長子為基を祖とする⁽³⁾。為基の子清長の娘初子が仙台藩三代藩主伊達綱宗の側室となり、四代藩主綱村を産む。この縁により弟の宗直が仙台藩に召し抱えられ、綱村が藩主となるに至り、仙台藩の家格筆頭にある一門に列せられた。長府三澤家との関係を含めて図示すると以下の通りとなる。

【系図1】両三澤家略系図



【系図2】仙台藩伊達・三澤略系図



三澤宗直は延宝三年（一六七五）に一門に列せられると、翌延宝四年（一六七六）には千石をもつて桃生郡深谷小野（現宮城県桃生郡鳴瀬町）に封ぜられた。その後延宝九年

（一六八一）には千石増加の上、胆沢郡前沢（現岩手県胆沢郡前沢町）に移された。元禄九年（一六九六）にはさらに千石を加増され、合わせて胆沢郡金ヶ崎（現岩手県胆沢郡金ヶ崎町）をも拝領した（金ヶ崎は後日、宗直の死後家督を継いだ龍之助が幼少であることから返上したようである）。以後三澤家は三千石を領して胆沢郡前沢に居を構え、明治維新を迎えるのである。

二 両三澤家の交流について⁽⁵⁾

次に、残された書状から知ることのできる範囲で、両

三澤家の交流について述べたい。

まず後掲の資料「一」から仙台の三澤宗直が長府の三澤四郎左衛門（広為）より系図の写を送られたことが窺える。この三澤宗直が存生中に仙台藩が行つた家系調査として考えられるのは、「御知行被下置御帳」の作成がある。これは「延宝四年（一六七六）の末から三年四ヶ月をかけて

続いて両家が接点を持つのは、仙台藩が家臣の系譜をまとめようとした「伊達世臣家譜」（以下「世臣家譜」と略記する）の編纂が想定される。「世臣家譜」は安永元年（一七七一）から寛政四年（一七九二）にかけて、百石以上の

家臣の系譜を明らかにする目的で編纂されたものであるが、仙台三澤家では、この事業に際して再度先祖

の系譜を調査する必要に迫られたものと見られる。⁽⁸⁾ そのことを示唆するのが「参考資料」である。これは長府の三澤満明（四郎左衛門）が仙台の三澤村保（若狭）に対して送つたと思われる返書で、自家の先祖について村保から来た問い合わせへの回答（の控え）である。これは「世臣家譜」が詳細な記述を求めていた以上、細かな家譜を提出する必要が仙台三澤家に生じ、このような問い合わせを改めて長府三澤家に行つたものと考えられる。

このように、長府三澤家文書から窺える限りでの両家の交流は、わずかに安永期から天明期のものがあるものの⁽⁹⁾、交流の中心は延宝期から宝永期であった。

三 文書の全体について

既に述べた通り、仙台三澤家から來た文書については延宝期から宝永期のものが大半を占める。残る文書も正徳期まで時代が下がる可能性もあるが、この時期に集中と称した。⁽¹⁰⁾

・伊達村隆：「九」

伊達綱村の従弟で、かつ妹婿（義兄弟）にあたる。岩谷堂伊達家は家格一門第六席、江刺郡片岡村岩谷堂（現岩手県江刺市）の邑主（要害拝領）として、五千石余を与えた。村隆には家督繼承者がいなかったので、三澤家より万次郎（後に村望と称す）を養子として迎えるのである。⁽¹¹⁾

・柴田宗理：「一一」

柴田家は仙台藩家格一家第三席で、柴田郡船岡（現宮城県柴田郡柴田町）にて五千石を知行した（要害拝領）。

していると言つて差し支えないだろう。これらの文書はその差出人によって、以下のように大別できる。

- ①仙台藩家格「一門」からの書状（一八通）
一、二、三、四、五、六、八、九、一〇、一一、
一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、三八、
三四、三五、三六、三七

- ②仙台藩官僚からの書状（一〇〇通）
七、一二、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、
二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、
三四、三五、三六、三七

最後に三澤家以外の差出人について簡単に紹介を行うことで、当該文書が延宝期から正徳期前後に集中していることを示したい。「」に示した数字は後掲の史料番号である。

・伊達基永：「四」

宗理ははじめ朝真、後に朝信と称した。元禄一五年（一七〇二）八月に若老に任じられ、宝永三年（一七〇六）に一時病気を理由に辞職するが、正徳元年（一七一〇）に復職、翌正徳二年（一七一二）三月には他藩の家老にあたる奉行職となつた。在任は享保七年（一七二二）までの一〇年間であった。⁽¹²⁾

・中村成義：「七」、「一一」

中村家は仙台藩家格一家第一二席で、栗原郡三迫岩ヶ崎（現宮城県栗原郡栗駒町）にて三千五百石を知行した（所拝領）。成義は元禄元年（一六八八）に三代藩主伊達綱宗の女を娶つてゐるので、四代藩主綱村とは義兄弟になる。元禄六年（一六九三）には奉行職となり、元文元年（一七三六）一二月までの長期間奉職している。⁽¹³⁾

長府藩三澤家文書中の仙台藩関係文書について（吉田）
城県柴田郡柴田町）にて五千石を知行した（要害拝領）。
津田家は宿老の家柄で、栗原郡佐沼（現宮城県栗原郡

長府藩三澤家文書中の仙台藩関係文書について（吉田）

迫町)にて五千石を領した(要害拝領)。春康は元禄三年(一六九〇)九月に奉行職となり、正徳三年(一七一三)一〇月まで在職している。⁽¹⁴⁾

取り立てられた。知行高は千石余。信治は江戸番頭や少老を歴任し、元禄一〇年(一六九七)には御曹司伊達吉村付きの「老」となっている。⁽¹⁵⁾

・伊藤重栄：「一一一」、「一三三」、「一四」、「一五」、

「一六」、「一七」、「一八」

伊藤(伊東)家は着座第八席の家柄で六百石を与えられていた。重栄(後祐栄と称する)は江戸番頭、屋敷奉行などを経て、元禄一六年(一七〇三)五月に少老(若老)を拝命した。今回紹介する「一一」から「一八」の書状類であるが、当該家の家譜によれば、宝永六年(一七〇九)に苗字を「伊藤」から「伊東」にかえた(十二月奉命改称宮内、且奉命称氏伊東^{伊東})とあるので、いずれもこれ以前のもとのと考えられる。⁽¹⁶⁾

・本多信治：「一九」

本多家は元禄一四年(一七〇一)に家格召出第三〇席に

大町家は仙台藩家臣に数家あるが、この高之家は後に断絶したものと思われ、「世臣家譜」に記述がない。高之は藩主伊達綱村の信任厚く、出入司等を歴任しているが、家格も平士に降格した。当該家は正徳四年(一七一四)に断絶してゐるため詳細は不詳である。⁽¹⁷⁾

・大町高之：「三一」

大町家は仙台藩家臣に数家あるが、この高之家は後に藩制社会における諸藩の交流の実態が重層的に見えてくるのではなかろうか。

伊達吉村付の「老」を拝命している。⁽¹⁸⁾

・猪狩信満：「三一」、「三三」、「三四」、「三五」、

「三六」、「三七」

猪狩家は平士にて五百石を与えられていた。信満は目

付や使番を歴任し、後には伊達吉村の近習となつてゐる。

「世臣家譜」における信満は「左右衛門」を称したことのみが記されているが、「三一」文書を見ると「長作」と署名している。「世臣家譜」では信満の子定満以降代々「長作」を称しているが、信満も「長作」と称したと修正できるのではなかろうか。

おわりに

以上、長府三澤家文書に伝來した仙台藩関係文書について紹介してきた。本稿では仙台藩の文書のみを抽出して示したが、当該家文書には仙台藩以外から送られて来た文書類も多数伝存している。藩相互の関係を見ようとする場合、大名家に残された文書・記録が中心となるが、

(註)

(1) 当三澤家文書は複写資料として閲覧利用に供する。

(2) 正確に言うと、享保七年（一七二二）までは三澤家は一門第一〇席であった。この年、伊達村和（村和）については本文中の【系図2】を参照のこととの子村詮が一門第九席に取り立てられたので、三澤家が第一席になった。

(3) 「伊達世臣家譜 卷之一」。本稿では「復刻版仙台叢書 伊達世臣家譜 第一巻」（宝文堂、一九七五年）を利用している。

以下(註)の中でも「世臣家譜」と略記する。

(4) このことは前掲「世臣家譜」の三澤家の項には記述が見えないが、「青山公治家記録全書後編卷之七十九」元禄九年（一〇月朔日条）に三澤信濃殿拝謁、金箇崎へ所替命セラル、他領境目ニ就テ万事心ヲ加フヘキ旨仰アリ、金箇崎給主四人・前沢給主十四人、金箇崎足輕四十人、六原足輕三十人預ラル、足軽不足ニ於テハ追テハ預ラルヘキ旨命セラル」とある。ちなみに胆沢郡岩ヶ崎は仙台藩の北方、南部氏盛岡藩との国境に

位置する要地である。なお以下において「青山公治家記録全書後編」は宝文堂から「伊達治家記録」として発刊されたものを使用し、伊達綱村期のものは「青山公治家記録」と記す。

(5) 藩を越えて同族が交流を持った例を、仙台藩の家格一門の岩谷堂伊達家の事例で紹介する。出羽国亀田藩の岩城秀隆は、正徳四年（一七一四）に実子が死去したため、仙台藩一門の岩谷堂伊達家が同族であることを理由に、養子先の第一候補としている（「伊達左兵衛殿家者、拙者先祖常隆実子之筋目御座候付、此方ニ御子様御座候ハ、申請度存候」）。しかしこの時には岩谷堂伊達家には養子の候補となるべき人物がいなかったので、伊達吉村の家中のうち輝宗・政宗の血脉を有する者で養子に送ることのできる者がいれば、一旦岩谷堂伊達家の伊達村隆の養子とした上で亀田岩城家の養子としたい、と述べている（「陸奥守殿於御国元、御一類之内、輝宗公・政宗公より段々御血脉御統キ御座候方ニ、御子息方御座候ハ、伊達吉村左兵衛殿方江御貴被成、其上拙者養子ニ申請度心底ニ御座候」）（以上、「大日本古文書家わけ第三 伊達家文書之七」）

五二六号文書。またこの件については拙稿「仙台藩第五代藩主伊達吉村の一門対策—格式をめぐつて—」（『文化』第63巻第1・2号、一九九九年）に若干触れている。さらに、亀田藩と岩谷堂伊達家の交流はこの後も続き、延享二年（一七四五）には、岩谷堂伊達家伊達村望の子隆恭が亀田藩主岩城隆韶の養子となっている。

(6) 「仙台藩家臣錄」（歴史図書社、一九七八年）解説（佐々久氏執筆）。

(7) 例えば、「青山公治家記録卷之八十三」元禄一〇年三月一八日条に、「信濃殿死去ニ就テ、（中略）毛利甲斐守殿下中三吉内蔵・三澤求馬（中略）ヘ太町清九郎御知セ可仕候（後略）」とある。つまり三澤宗直死去の知らせが長府の三澤求馬（元為）へも送られているのである。

(8) 「復刻版仙台叢書 伊達世臣家譜」序、「仙台藩史料大成」

伊達世臣家譜統編」（以下採録されている記録は「世臣家譜統編」と略記する）解題（いざれも平重道氏執筆）。

(9) 長府三澤家所蔵の「三澤家系図」を見ると、仙台藩三澤家の

長府藩三澤家文書中の仙台藩関係文書について（吉田）

情報として、三澤宗為が天保八年（一八三七）に家督相続したことまでを記しており、この頃まで両家が何らかの関わりも持っていたものと推測できる。

(10) 「世臣家譜」卷之一（一門之部）登米伊達家、伊達村直の記事。

(11) 「世臣家譜」卷之一（一門之部）岩谷堂伊達家、伊達村隆の記事。

(12) 「世臣家譜」卷之一（一家之部）柴田家、柴田朝信の記事。

(13) 「世臣家譜」卷之一（一家之部）中村家、中村成義の記事。

(14) 「世臣家譜統編」平士 十九津田家、津田春康の記事。

(15) 「世臣家譜」卷之六（着座之部）伊藤家、伊藤重栄の記事。

(16) 「世臣家譜」卷之九（召出之部）本多家、本多信治の記事。また「青山公治家記録卷之八十二」、元禄一〇年二月朔日条に「（前略）曹司附太町清九郎同役ニ本多采女（中略）役替命セラル」とある。

(17) 「青山公治家記録卷之五十」（注解八）。

(18) 「青山公治家記録卷之六十七」（注解一二）、前掲「仙台藩臣錄」所収「侍衆 御知行被下置御牒（十一）」第一三番目「大

町清九郎」の書上。また「肯山公治家記録卷之七十六上」元禄九年一月六日条に、「大町清九郎ニ、加増五百石ヲ賜ヒ、曹司ノ老ニ命セラル」とある。ここでいう「曹司」は後に五代藩主となる伊達吉村のことである。

(19) 「世臣家譜」卷之十一（平土之部）猪狩家、猪狩信満・猪狩定満の記事。

凡例

- 一 文書に通し番号を付した。その下の【】には、整理作業上便宜的に置いた仮の整理番号を記した。
- 一 字体は、基本的に常用漢字を用いることとしたが、文書上で使われている文字を残したものもある。
- 一 「而」、「者」、「江」、「茂」、「与」は平仮名に直さず、小さな文字で示した。
- 一 虫損などで判読できないものは□または「」を用いた。
- 一 関字は一字分、抬頭は二字分空けている。
- 一 墨引は「メ」で示している。
- 一 タは「より」と表記した。
- 一 人名については、仙台藩士は「伊達世臣家譜」を、長府藩士は「豊浦藩旧記 第二十九冊 御役員前録」（「下関市史 資料編Ⅰ」、下関市、一九九三年）及び「藩中略譜」（当館蔵「県史編纂所史料」四六九）を参照した。

長府藩三澤家文書中仙台藩関係文書

○「御知行被下置御帳」の書き上げに関するものと考え、延宝期と比定しておく。

一 三澤宗直書状(折紙) 【伊達1-11】

尚以、桂勘(元辰)左衛門殿へ以別紙可得御意候得共、先此度者相扣申候、御序之刻可然様御心得可被下候、仍不銘候得共、当地之鍛冶為作申候脇指進上仕候、以上、未以愚札得貴意候得共一筆致啓上候、其御地御一家益御堅固二可被成御座与目出度奉察候、拙者無異儀罷在候、然者最前当方以東昌寺虎渓(カ)、神村弥兵衛殿迄申達、御家之系図写被差下之、御厚志之段忝儀御礼難申尽奉存候、早速為御礼可申伸処、手前何角取紛候故延引、背本意奉存候、猶期後音之時候条不能詳候、恐惶謹言、

三澤頼母

九月廿六日 宗直(花押)

三澤四郎左衛門様

人々御中

二 三澤宗直書状(折紙) 【伊達1-10】

尚々、此一色書中之(カ)超迄致進賄之候、以上、一筆致啓上候、其以來者以愚札茂御様子不承、弥御堅固可被成御座与目出度奉存候、拙者無異儀相務申候、然者私儀、先月廿九日仕合能加增之地百貫文被申付、領内前沢へ所替仕、其上給主拾四人・足輕百五拾五人預被申進之、右前沢江取移申候、為御知如此御座候、奥筋御用之儀茂御座候ハ、可被仰聞候、猶期後音候、恐惶謹言、

三澤頼母

八月十一日 宗直(花押)

三澤四郎左衛門様

人々御中

○三澤宗直の胆沢郡前沢拝領が延宝九年（一六八一）であるので、本文書は同年のものと比定した。

三 三澤宗直書状(折紙) 【伊達1-3】

尚々遠国与申殊私在所仙台之城下より三日奥致住居候

故猶更無音心外之至奉存候、以上、

一筆致啓達候、其後者以愚札茂不申通疎遠之至罷過候、

弥御一家無御別条可為御堅固与珍重奉存候、然者先達私

娘伊達(基水)大蔵所へ祝言相調候段及御聞、為御祝義銘々御目

録之通被餞下忝奉存候、其後遠方故御礼致延引候、遲義候得共手前祝儀迄如目録之令進上候、恐惶謹言、

三澤頼母

(天和四年)
六月三日 宗直(花押)

三澤四郎左衛門様
人々御中

伊達大蔵

八月廿四日 基水(花押)

三澤四郎左衛門様

人々御中

○「登米町史」によれば、基水(後の村直)の婚姻は天和三年(一六八三)とあるので(「登米町史(第一巻)、登米町、一九九〇年)、この書状は翌天和四年(一六八四)のものと考えられる。

四 伊達基永書状(折紙) 【伊達1-1】

尚々、女共所よりも祝儀迄如目録之進入仕候、以上、未得面談候得共一筆致啓達候、然者、旧冬婚礼相調候、為御祝儀御太刀目録三澤頼母殿迄被遣之忝致受納候、且又女共所へも御祝儀被指遣、遠路入御念候儀別而忝奉存

五 三澤宗直書状(折紙) 【伊達1-2】

尚々、毎度被入御念之段是ニ忝存候、私事、仙台之城下より三日路遠境ニ致在所罷在候處、猶更無音背本意奉存候、乍繰事御首尾能御家督之儀被 仰出目出度令存候、万々跡より可得貴意候間不能詳候、以上、去年八月十三日之貴札昨日相届、殊名物之赤間闇硯五面被下之、遠路御志之段毎度別而忝奉存候、弥御健固可被成御座与珍重奉存候、先以貴様御実子無御座候付而、松平長門守^(毛利吉就)様御家來日野七兵衛殿与申衆御息安戸家二統少々御由緒茂御座候故御養子ニ被成候處、^(金利和元)甲斐守様御首尾能被 仰付、早速御引越被成之由、寔以目出度奉存候、先御祝旁為可申述早々如此御座候、尚期後喜候、恐惶謹言、

三澤賴母

正月十九日 宗直(花押)

三澤四郎左衛門様

御報

○仙台藩四代藩主伊達綱村の隠居は元禄一六年(一七〇三)八月であつたので、この書状はその年の暮れに出されたものと考えられる。

○三澤元為が広為の養子と決定したのが貞享三年(一六八六)であるの

で、この書状は翌年の貞享四年(一六八七)年のものと考えられる。

奉存候、乍繰事御首尾能御家督之儀被 仰出目出度

奉存候、乍繰事御首尾能御家督之儀被 仰出目出度

五月廿五日之御札忝致拝見候、如御紙面之越前守殿婚礼首尾能相調被申太悦御察之通ニ御座候、貴様弥御堅固ニ被成御座候旨目出度存候、拙者儀も無異儀罷在候、被入御念被仰聞候趣忝次第存候、在所遠方ニ罷在候故、御報致延引候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

三澤龍之助
伊達吉村
五月廿五日之御札忝致拝見候、如御紙面之越前守殿婚礼首尾能相調被申太悦御察之通ニ御座候、貴様弥御堅固ニ被成御座候旨目出度存候、拙者儀も無異儀罷在候、被入御念被仰聞候趣忝次第存候、在所遠方ニ罷在候故、御報致延引候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

三澤求馬様

七月三日 御報

幼稚故判
形不仕候

六 三澤龍之助書状(折紙) 【伊達2-①】

五月廿五日之御札忝致拝見候、如御紙面之越前守殿婚礼首尾能相調被申太悦御察之通ニ御座候、貴様弥御堅固ニ被成御座候旨目出度存候、拙者儀も無異儀罷在候、被入御念被仰聞候趣忝次第存候、在所遠方ニ罷在候故、御報致延引候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

三澤龍之助

五月廿五日之御札忝致拝見候、如御紙面之越前守殿婚礼首尾能相調被申太悦御察之通ニ御座候、貴様弥御堅固ニ被成御座候旨目出度存候、拙者儀も無異儀罷在候、被入御念被仰聞候趣忝次第存候、在所遠方ニ罷在候故、御報致延引候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

三澤求馬様

七月三日 御報

幼稚故判
形不仕候

六 三澤龍之助書状(折紙) 【伊達2-①】

六 三澤龍之助書状(折紙) 【伊達2-①】

六 三澤龍之助書状(折紙) 【伊達2-①】

五月廿五日之御札忝致拝見候、如御紙面之越前守殿婚礼首尾能相調被申太悦御察之通ニ御座候、貴様弥御堅固ニ被成御座候旨目出度存候、拙者儀も無異儀罷在候、被入御念被仰聞候趣忝次第存候、在所遠方ニ罷在候故、御報致延引候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

三澤龍之助

五月廿五日之御札忝致拝見候、如御紙面之越前守殿婚礼首尾能相調被申太悦御察之通ニ御座候、貴様弥御堅固ニ被成御座候旨目出度存候、拙者儀も無異儀罷在候、被入御念被仰聞候趣忝次第存候、在所遠方ニ罷在候故、御報致延引候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

三澤求馬様

七月三日 御報

幼稚故判
形不仕候

九 伊達村隆書状(折紙) 【伊達3-②】

五月廿五日之御札頃日相達忝致拝見候、弥御堅固之御事目出度奉存候、如仰万次郎儀願之通被 仰出、其上去冬首尾能引取致大悦候、未得御意候之処、被入御念遠路被仰聞候趣不浅次第御座候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

三澤村隆

五月廿五日 御報

幼稚故判
形不仕候

九 伊達村隆書状(折紙) 【伊達3-②】

五月廿五日之御札頃日相達忝致拝見候、弥御堅固之御事目出度奉存候、如仰万次郎儀願之通被 仰出、其上去冬首尾能引取致大悦候、未得御意候之処、被入御念遠路被仰聞候趣不浅次第御座候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

三澤村隆

五月廿五日 御報

幼稚故判
形不仕候

七 中村成義書状(横切紙) 【伊達3-⑩】

七 中村成義書状(横切紙) 【伊達3-⑩】

御状令拝見候、如仰越前守婚禮首尾能相調被致大慶候、仍御紙面之趣^(伊達綱村)陸奥守江相達候処、入御念儀被存候、此旨宜申入由御座候、恐惶謹言、

中村日向

成義(花押)

七月十八日

三澤求馬様

元為

伊達綱村

八 三澤龍之助書状(折紙) 【伊達2-⑥】

八 三澤龍之助書状(折紙) 【伊達2-⑥】

御札致拝見候、如被仰下中將儀隱居願之通被 仰出、下中致大慶候、今程寒中候得共、弥御健固可被成御座与珍重奉存候、私儀無異事罷在候、遠境被人御念被仰聞之趣

悉次第奉存候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

伊達左兵衛

宝永五年

六月十三日

村隆(花押)

伊達左兵衛

○三澤万次郎が伊達村隆の養子に決定したのが宝永四年(一七〇七)

であるから、この書状は翌宝永五年(一七〇八)のものと思われる。

元禄一六年

十二月二日

三澤求馬様

元為

伊達綱村

幼稚故判

形不仕候

二二 伊藤重栄書状(折紙) 【伊達一八】

尚々、今程江戸ニ被成御勤候哉、私事去年十月國元ヘ罷下、今程致休足候、來松龍登候間、其節御在江戸ニ候ハ、可得御意候、已上、

固御越歲被成候由珍重存候、私無異儀越年仕候、遠境被仰下忝次第存候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

伊藤新左衛門

重栄（花押）

三澤求馬様

〔元為〕

一月十日

【伊達一五】

(端裏書)

「メ」

三澤求馬様

〔元為〕

伊藤新左衛門

重栄（花押）

御手紙忝致拝見候、先日も御出被下候處罷出不得貴意候、

弥御堅固御勤被成候由珍重奉存候、仍被仰聞御紙面之趣

○文中に見える「浅井隼人」(元秋)は仙台藩士で、家格召出第四〇席にあつた。元秋は最終的には少老まで勤めており、藩主伊達綱村の信任厚い人物と言える。所領は千石を与えられ(後分知して七百石)、牡鹿郡南境村(現宮城県石巻市)にて在所拠領であつた。

三月一日

【伊達一八】

(端裏書)

「メ」

三澤求馬様

〔元為〕

伊藤新左衛門

重栄（花押）

尚々、私事以之外相煩候処、昨今ハ少々得快氣申候、

依之御挨拶致延引候、以上、

御手紙忝致拝見候、陸奥守方江御在所之硯被遣度思召

御用意被成候間、陸奥守方江御在所之硯被遣度思召
〔伊達吉村カ〕

委細被仰聞、御紙面被入御念入儀ニ存候、貴様御事ニ御

座候間、御在所之物と申、大方受用可被申と存候、仮受

用不被申候共、御志ハ忝可被存候間、御在所之硯陸奥守

江為御見被成度思召被遣候、可然様ニ御頼被成候と被仰

可被遣候、御紙面共ニ陸奥守方江為見可申候、尤私ニ御

聞合被成候と御座候而ハ結句仕悪ク御座候間、一切御い

ろいなく、右硯へ御手紙被相添、私方迄何時成共御勝手

次第可被遣候、以上、

三月七日

【伊達一五】

(端裏書)

「メ」

毛利甲斐守様御内

〔柄元〕

松平陸奥守内

〔伊達吉村カ〕

三澤求馬様

〔元為〕

伊藤新左衛門

重栄（花押）

以手紙致啓達候、陸奥守今日登城被申候付而退出之時

分可懸御目由被申候、御隙ニ候ハ、九ツ前御出候様ニと

被申候、御隙入之儀も候ハ、重而日限可申達候、以上、

十月十五日

【伊達一〇】

(端裏書)

「メ」

三澤求馬様

〔元為〕

貴報

重栄

○「メ」で出てくる「陸奥守」は、伊達綱村である可能性もあるが、伊藤重栄が若老として活躍した時期を鑑み、さしあたり伊達吉村としておく。

【各種文書】2

二八 伊藤重栄書状(横切紙)

貴札致拝見候、昨日者御用之儀御座候故御出不被成之由

御尤存候、昨日之御挨拶則申聞候處残念被存候、追而日

限可申進由被申候、其節御隙御座候而御越被成候様ニ与

存候、被入御念被仰聞趣可申聞候、恐惶謹言、

十月十六日 重栄(花押) 【伊達1-13】

二七 伊藤重栄書状(横切紙)

(端裏書)

三澤求馬様(元為)

伊藤新左衛門(重栄)

以手紙致啓達候、且那ニ而可懸御目由被申候間、明廿八日昼四ツ半頃御越可被成候、明日御指支も御座候ハ、可

被仰聞候、追而日限可申達候、以上、

十一月廿七日

二九 本多信治書状(折紙)

【他藩関係13-27】

去月五日之貴札今日致着致拝見候、新春之御慶珎重不可

有尽期候、如被仰下越前守無異儀被致重歲候、仍年始之

候間、左様ニ御心得可被成候、以上、
宜私方より申達候様ニと采女も繰々申聞候間、私義押付日光へ参候間、御左右申儀も候ハ、采女方より直々可申達候間、左様ニ御心得可被成候、以上、

(後略)

為御祝儀被仰聞趣得其意存候、拙者儀在所罷在候故、大

町清九郎儀江戸屋敷相詰候間、御紙面之趣越前守方江相達候様申遣事ニ御座候、猶期永日之時候、恐惶謹言、

本多采女

恐惶謹言、

二月十日

信治(花押)

三澤求馬様(元為)

御報

三〇 山口重興口上之覚(横切紙)

【伊達1-12】

三一 大町高之書状(折紙)

【伊達3-8】

御札致拝見候、為年始之御祝儀被仰聞之趣越前守江申聞

候処、入御念儀被存候、此旨宜申入由付而如此御座候、

猪狩長作

九月廿五日

山口内記(重興)

三澤求馬様(元為)

信満

三二 猪狩信満書状(堅紙)

【伊達1-11】

昨日広間江御出之段申聞候、何頃迄此方ニ御座候哉、可

被仰聞候、追而御出之儀此方より御左右可申候、以上、

一

松平陸奥守内(伊達吉村)

毛利甲斐守様御内(重興)

三澤求馬様(元為)

御札致拝見候、然者陸奥守安否御氣被成、特右京様御在所之石細工御香箱ニ被進之候、則御紙面を以申聞候処、御心入之儀満足被存候、何方江茂被致御断候得共、貴様

町の邑主、二万二千石余の分流である。元篤自身もこの涌谷伊

達家の伊達宗元の子息で、亘理家の養子となっている。所領は栗原

郡高清水（現宮城県栗原郡高清水町）であったが、「一二」文書で

出た津田家の改易（宝曆元年（一七五一））を受けて、栗原郡佐沼

（現宮城県栗原郡迫町）転封した。要書拝領で五千石を領した。

三八 三澤信濃書状（折紙） 【伊達—9】

尚以、寒中歲暮之為御見廻御札被下、右御狀先頃相達、

被入御念儀忝次第御座候、右御札乍略儀如此御座候、

以上、

御札致拝見候、如被仰下改年之御慶珍重申納候、弥御堅固御越年被成之由目出度奉存候、拙者儀無異儀致加年候、

仍年始之為御祝詞被仰下、被入御念儀次第御座候、猶期

永日之時候、恐惶謹言、

三澤信濃

三月十五日

三澤帶刀様

御報

御手紙致拝見候、先刻も被入御念候貴報ニ御座候、即三澤求馬殿江被仰達、早速私方迄為御持被遣、〔伊達吉村力〕被入御念候儀ニ奉存候、求馬殿よりも忝被仰下、則陸奥守江も申聞候處、別而被致満足候、求馬殿御挨拶ハ仕候得共、貴様

ニも宜御心得被成可被下候、取込早々及御報候、御用捨可被下候、以上、

三月廿六日

参考 三澤滿明書状控（横長帳）
【伊達—17】

御追啓致拝見候、此方系図之儀、御別紙之通代々相続申候哉、元為ハ廣為之跡ニ而可有之哉、此所御分不被成候、

為虎事ハ毛利家附屬仕、夫より元幸家跡相続、夫より広

早速申遣候處、則別紙指越申候付、此度差□り申候、右為御答如是御座候、以上、

七月十八日 四郎左衛門
三澤若狭様
〔三澤滿明〕
尚々、私儀去年致出府、當時江府ニ相詰居候付早速御答可申進候處、萩・長府へ致懸合候之儀ニ付遠路之儀御答及延引申候、以上、

早速申遣候處、則別紙指越申候付、此度差□り申候、右為と相続候處、何様ニ而明智日向守殿江可罷出候哉、又広為退役之品も候哉、左候ハ、其跡可有之候、御考被成候ヘハ、貴様御先祖三澤権佐清長殿之御時代、四郎左衛門廣為之時代ニ可有之哉、求馬元為ヘも貴様御祖父頼母村為殿御通用被成候儀、其以後御不分明ニ御座候付、名・実名并妻何方より与申儀可申進由御紙面致承知候、則別紙之通ニ御座候、尤広為事ハ私曾祖父ニ而、明智日向守殿時代与ハ余程年數致相違候、いかゝ之訛ニ而為信与改、天正年中ニ龍在候哉、私所持之系図ニハ相見不申候、為信与申ハ為虎より遙已前系図ニ相見申候、何分是ハ相違与相聞候、左様御承知可被下候、將又三吉内藏・桂縫殿〔武力〕・田代大学〔武力〕、右三家之系図をも相調□可進由被仰下候付、早速在所ヘ一通り申遣置候、此儀ハ貴様より右三家へ御直懸合ニ被成被下度存候、彼方へも其断申達□置候、尤御書翰等被指「」江府当家迄御指越可被成候、毎時便り御座候間、長府表へ早速相届可申候、又宍戸美濃系図之儀、是又私より美濃方へ申遣候様被仰下